

施設経営情報

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
 社会福祉施設経営相談室
 TEL 076(432)6219
 FAX 076(432)6532

令和元年 10月20日 No.141

健康保険・厚生年金保険の加入対象拡大に向けて

平成28年10月から、次表(A)の方を対象に適用拡大になっています。

適用拡大対象(推計)	a.. 20時間以上 b. 月額賃金8.8万円以上 c. 年収106万円以上 d. 学生・1年未満を除外	a. 20時間以上 b. 月額賃金5.8万円以上 c. 年収70万円以上 d. 学生・1年未満を除外	a. 20時間以上のみ
人数(万人)			
(A) 従業員501人以上の 事業所に適用	25万人 うち1号 10万人 うち3号 10万人	80万人 うち1号 30万人 うち3号 40万人	140万人 うち1号 50万人 うち3号 60万人
(B) 従業員301人以上の 事業所に適用	35万人 うち1号 15万人 うち3号 10万人	100万人 うち1号 30万人 うち3号 50万人	180万人 うち1号 70万人 うち3号 70万人
(C) 従業員101人以上の 事業所に適用	45万人 うち1号 20万人 うち3号 15万人	130万人 うち1号 50万人 うち3号 60万人	230万人 うち1号 90万人 うち3号 100万人
(D) 全ての適用事業所に 適用	80万人 うち1号 30万人 うち3号 30万人	220万人 うち1号 80万人 うち3号 100万人	400万人 うち1号 150万人 うち3号 160万人
合計(=A+B+C+D)	185万人	530万人	950万人

その後、平成29年4月からは従業員500人以下の法人・個人の事業所であっても、既に社会保険の加入対象者(勤務時間と勤務日数が、4分の3以上で通常の労働者と同様、社会保険の加入対象者)以外で、通常労働者の4分の3未満の方でも労使の合意があれば加入が可能です。

健康保険、厚生年金保険の適用対象事業所(特定適用事業所)になるための要件は、

1. 同意対象者(①厚生年金の被保険者、②70歳以上の被用者及び短時間労働者)の2分の1以上と、事業主との間で「短時間労働者」が社会保険に加入し、特定適用事業所とすることについて、合意が必要です。
2. 加入手続きの際は、(a)過半数で組織する労働組合の同意書、(b)労働組合がない場合は、過半数を代表する者の同意書、(c)又は同意対象者の2分の1以上の同意書の何れかが必要です。
3. ①週の所定労働時間が20時間以上かつ、②月額賃金が8万8千円以上かつ、③雇用期間が1年以上見込まれかつ、④学生(夜間、通信、定時制の方は除く)でない場合は、加入対象になります。

《手続の詳細等については、お近くの年金事務所にお問い合わせください。》

社会福祉施設経営相談の利用状況

令和元年8月～令和元年9月

累計は令和元年4月～9月までの件数

区分	種別	8月	9月	累計	区分	種別	8月	9月	累計	区分	種別	8月	9月	累計
相談項目	施設経営	4	4	23	利用施設	社会福祉協議会		1	2	相談の手段	文書	3	6	27
	施設利用者処遇			5		保育所			2		電話	1	5	16
	職員待遇	1		7		老人福祉施設	7	6	33		来所	1		2
	会計・税務	1	5	12		障がい者施設		3	10		訪問	3		9
	安全・衛生					児童福祉施設	1	1	3		集団(グループ)			
	その他	2	2	7		その他			4		その他			
	合計	8	11	54		合計	8	11	54		合計	8	11	54

施設経営のQ&A

法人運営、労務管理、会計・税務、法律相談等、専門指導員が的確なアドバイスで応援します。

賞与引当金について（2）

Q

賞与引当金に関する留意点について教えてください。

A

(1) 事業活動計算書（P/L）と資金収支計算（C/F）の相違の発生

前回の本Q&Aで2,000,000円の賞与引当金の計上に対して3,040,000円の賞与支給を行った仕訳例として次の仕訳を示しました。

(B/S) 賞与引当金	2,000,000	(B/S) 現金預金	3,040,000
(P/L) 職員賞与	1,040,000		
< (C/F) 職員賞与支出 3,040,000 >			

上記のケースでは（P/L）「職員賞与」と（C/F）「職員賞与支出」の金額が相違してくることに留意してください。上記例では3,040,000の賞与の支給があったわけですが、（P/L）上はすでに賞与引当金繰入として前年度決算において2,000,000相当分を費用計上済ですので、今回の賞与の3,040,000の支払を受けて、不足している（当年度発生したと考えられる）1,040,000のみを（P/L）に計上すればよいこととなります。

一方、（C/F）つまり資金収支上は、今回の賞与支給によって初めて流動資産である現金預金の3,040,000の支出を認識しますので、その支給額3,040,000が（C/F）に計上されることとなります。

(2) 計上の要否

「賞与引当金」について、その計上が必要か否かとの議論がなされるケースがありますが、その賞与引当金金額が算出される状況であれば、原則として賞与引当金を計上すべきです。

ただし、その金額的重要性がその法人の規模等に比して少額である場合は、いわゆる「重要性の原則」によって賞与引当金を計上しないこともあり得るとは考えられます。しかし、一般的に賞与引当金の金額が重要性が乏しいと言える程度に少額となるケースは少ないと考えられ、結果として引当すべきと判定されるケースがほとんどと思われます。

Q

短時間労働者の社会保険について

短時間労働（パート労働等）で、働いている場合の、社会保険の適用拡大と加入要件は、どのようになっていますか？

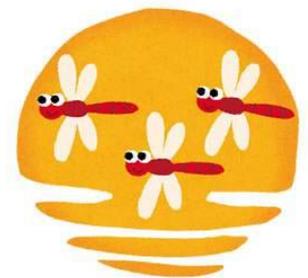
A

短時間労働（パート労働等）の方々で、従来から加入対象の週30時間以上勤務の方々に加え、平成29年4月からは、従業員500人以下の会社にお勤めの方々も、労使で合意することで社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入することができます。

加入手続きをされる際は、(1)「任意特定適用事業所 申出書/取消申出書」と、(2)「同意書」（労働者の同意を得たことを証する書類）を添付し、(3)「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」、(4)「健康保険被扶養者（異動）届」などの書類とともに手続きください。

任意加入に際しての留意点として、

- ① 従業員数は、正社員等で既に社会保険の対象となっている従業員数で数えます。
- ② 労働時間の中に残業時間は含めません。（※ 予め働くことが決まっている労働時間（所定労働時間）を確認ください。）
- ③ 賃金の中には、賞与、残業代、通勤手当などは含めません。（※ 予め決まっている賃金（所定内賃金）を確認し、契約書等で不明な場合は、**計算式＝（時間給×所定労働時間×52週÷12カ月）**で計算します。
- ④ 夜間、定時制の学生等は、労働時間、賃金等が要件を満たしていれば社会保険の対象となります。



- ・10月24日（木）
- ・10月29日（火）～30日（水）
- ・11月7日（木）
- ・11月10日（日）
- ・11月12日（火）
- ・11月20日（水）～21日（木）
- ・12月6日（金）

- 第68回富山県社会福祉大会
- 全国老人福祉施設研究会議（愛媛会議）
- 第31回富山県保育研究大会
- 「介護の日」フェスティバル（がんばる介護職員表彰式）
- 社会福祉法人特別セミナー
- 第76回全国老人福祉施設大会茨城大会
- 社会福祉法人経理事務研修

- 富山県民会館ホール
- 愛媛県松山市
- サンシップとやま
- グランドプラザ
- サンシップとやま
- 茨城県水戸市
- 富山県市町村会館